

CRC と臨床試験のあり方を考える会議の 会議代表の選定手続きに関する要項

(目的)

第1条 本要項は、「CRC と臨床試験のあり方を考える会議の運営に関する規定」第2条第1項で定める、「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」（以下「CRC あり方会議」という）の会議代表（以下「会議代表」という）の選定に関して、その方法および手続きについて定める。

(会議代表選定委員会の組織)

第2条 評議員会は、理事会に推薦する会議代表候補者を選出することを目的に、「会議代表選定委員会」（以下「選定委員会」という）を設置する。

2. 選定委員会は以下の者で組織する。

- 1) 臨床試験支援財団 評議員
- 2) 第12回CRC あり方会議以降の会議代表経験者のうち、選定委員会への参加を希望する者
3. 評議員のうち1名を選定委員長とする。

(会議代表の必須要件)

第3条 会議代表を選定するにあたり、次に掲げる事項を必須要件とする。

- 1) 日本臨床薬理学会認定CRCであり、かつ認定を1回以上更新していること
- 2) CRC あり方会議もしくは日本臨床薬理学会において、演者（一般演題の場合は筆頭演者）、座長、プログラム委員のいずれかを務めた経験があること
- 3) 所属組織の承諾を得ることができること

(会議代表被推薦者の募集)

第4条 会議代表は会議代表に相応しい者を推薦できる団体（以下「推薦団体」という）からの他薦を原則とする。

2. 推薦団体とは、臨床試験支援財団評議員会、CRC あり方会議の共催団体、学会、職能団体、医療機関、教育機関、SMO、地域ネットワーク等、本要項第3条の会議代表の必須要件を満たす者を推薦できる組織・団体とする。

3. 推薦団体から会議代表に推薦される者（以下「会議代表被推薦者」という）の募集は、本財団が管理するWebサイト等にて告知し行うものとする。

4. 本要項で規定する会議代表の選定基準、ならびに選定方法については、本財団が管理するWebサイト等に掲載するものとする。

(会議代表被推薦者の応募)

第5条 推薦団体は、別途定める申請書類を前条の告知で指定された期日まで財団事務局に提出して、

会議代表被推薦者の応募を行うものとする。

2. 推薦団体は、必ず本人の内諾および所属組織の承諾を得たうえで推薦するものとする。

(選定手続き)

第6条 会議代表の選定は、CRCあり方会議の開催の少なくとも3年前までに行うものとする。

2. 会議代表の選定手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- 1) 申請書類受付開始 4月
- 2) 申請書類提出締め切り 6月末
- 3) 選定委員会での協議、選出 7月～11月
- 4) 理事会での協議、承認 2月

3. 会議代表候補者を選出するための選定委員会の協議は、提出された申請書類に基づいて行うものとする。

4. 会議代表の選定は、会議代表被推薦者を公募し、選定委員会にて会議代表候補者を選出、理事会へ推薦し、理事会での協議により行うものとする。

(守秘義務)

第7条 選定委員、評議員、理事および監事は、会議代表選定の過程で得られた情報を外部に漏らしてはならない。

(要項の改正)

第8条 この要項を改正するときは、評議員会および理事会の議を経て決定する。

附則

1 この要項は、西暦2019年12月23日から施行し、2024年の会議代表の選定時から適用する。